

昭和47年 妊娠・出産と婦人の生活・ 労働・保健等に関する実態調査報告

田 向 晴 美

はじめに

1. 調査概要

2. 調査結果

おわりに

はじめに

婦人にとって、妊娠・出産・育児は生活の重要な部分であり、ことに健康や労働とは密接な関係をもつていて。家庭器具の電化に伴う家事の合理化や少産・少死化現象は、婦人の生活周期を著しく変化させ既婚婦人の就労を可能にしたといえ、家事や育児における責任は一向に軽減していない。妊娠・出産・育児に起因する生活・労働・保健上の問題を把握することは、現行の保健衛生や社会保障の有効性を知り、いかなる部分において母性が保護され、どの部分に困難が生じているかを検討する手がかりとなり、将来の母性保護制度の在り方や、既婚婦人の就労を可能にする条件を示唆する基礎的な資料となり得る。

そこで、中規模都市の昭和46年6月の全妊娠婦を対象とした実態調査^{*}を引継ぎ、その出生例のみについて、雇用促進事業団の依頼により、金沢大学婦人労働保健研究会を中心として、「昭和47年妊娠・出産と婦人の生活・労働・保健等に関する実態調査」を行なった。これはその一部分の報告であるが、報告書を作成に当たって御指導下さった金沢大学医学部公衆衛生学教室加藤孝之先生、日本女子大学文学部社会福祉学科佐藤進先生に心から感謝致します。

*『婦人労働者の妊娠・出産・育児に関する社会保障制度の調査研究』1972年6月 婦人雇用調査研究会、雇用促進事業団 婦人雇用調査室 参照

1. 調査概要

1. 調査対象

金沢市に居住し、昭和46年6月1日～30日に出産（生産ならびに死産）した婦人は568人で、このうち生産したものは530人、死産したものは38人であり、生産と死産の比率は14：1であった。死産のうち自然死産は29人、人工死産は9人であった。これらのうち、昭和46年度に金沢大学婦人労働保健研究会によって行なわれた実態調査に於て調査できたもの

は、生産の場合491人（92.6%）、死産の場合28人（73.7%）であった。この生産例491件のうち、訪問調査の際に交通の便が甚だしく悪いものなどを除外し、424件を調査対象として抽出した。こうして抽出された調査対象者のうち、表1に示すように12.3%にあたる52件の調査不能があった。その内訳は表2の通りである。

表1 調査数

	件 数	比 率
調査可能	372	87.7%
調査不能	52	12.3
計	424	100.0

表2 調査不能の内訳

理 由	件 数	比 率
転 出	37	71.2%
面会不能	10	19.2
拒 否	1	1.9
その他	4	7.7
計	52	100.0

注) 面会不能の理由は、出産・疾病・出張・喪中などである。

*この調査報告は、『婦人労働者の妊娠・出産・育児に関する社会保障制度の調査研究』1972年6月 婦人雇用調査研究会、雇用促進事業団婦人雇用調査室として刊行されている。

2. 調査地域

石川県金沢市

3. 調査実施時期

昭和47年8月中旬～下旬

4. 調査実施方法

予め調査協力依頼文書と調査票を郵送した上で、調査員が家庭訪問して対象者に面接し、不明な箇所や間違いと見られる点を聴取し記入した。調査員は、金沢大学法文学部及び教育学部の女子学生が受け持った。

2. 調査結果

1. 調査対象者の概況

1. 調査対象者の職業

調査対象者の職業構成を見ると働いて収入を得ている婦人は157名、無職即ち家事労働を専業とする婦人は215名である。収入労働を更に細かく分けると常用群72名、自営業手伝群52名、家庭内職群26名、パートタイマー群4名、臨時・日雇群3名であつ

た(表3参照)。妊娠・出産後の家庭復帰については、

表3 職業

職業	有職					計	
	家事	常用	パートタイマー	臨時・日雇	家庭内職		
件数	215	72	4	3	26	52	372
比率	57.8%	19.4	1.1	0.8	6.9	14.0	100.0%

表4 配偶者の有無

件数	比率
計	372 100.0%
有	370 99.5
無	2 0.5

が最も多く170名、続いて25才以下が148名、31才以上はずっと少なく54名であった。従って、調査対象者の85.5%は30才以下であり、全体として若い年令層が多い。つまりこのことは、31才以上(昭和47年7月1日現在)で昭和46年6月に出産した婦人が14.5%いたことを表わす(表5参照)。

表5 年令

	家事	常用	パートタイマー	臨時・日雇	家庭内職	自営業手伝	計
計	215 100.0%	72 100.0%	4 100.0%	3 100.0%	26 100.0%	52 100.0%	372 100.0%
~25才	95 44.2	24 33.3	4 100.0	0 0	5 19.2	20 38.5	148 39.8
26~30才	95 44.2	36 50.0	0 0	1 33.3	18 69.2	20 38.5	170 45.7
31才~	25 11.6	12 16.7	0 0	2 66.7	3 11.6	12 23.0	54 14.5

III 職業の有無の変化

わが国において、配偶者のある婦人が、経済的な事情以外に結婚後も職を持ち続けるといった習慣はそう古いことではない。まして、結婚や出産を契機に退職した婦人が、中高年令層になって再び職を求めるという現象はごく近年になって出てきたものである。女性は「家庭」か「職業」かのどちらかの選択を余儀なくされ、地域共同体でのボランタリーな仕事は別として、社会的な労働に参加することがないのが殆どの生き方であった。しかしながら産業社会全体の発展に伴う労働力需要は、未婚若年女子のみならず既婚女子をも込み込んでいった。その中で、比較的賃金の高い条件の良い安定した雇用は、未婚若年女子には約束されても、中高年既婚女子には賃金の低い不安定な雇用しか与えられないのが現状である。

現代社会のこのような状況を踏まえつつ、本調査では結婚・出産の一時期における職業の有無の変化を細かく分類した。最も多かったパターンは、(i)結婚より今まで有職(常用、パートタイム、臨時・日雇、家庭内職、自営業手伝など何らかの収入の伴う職業をも

つものを総称する)の者で108名(29.0%)であつた。更に(ii)結婚を機会に家庭にはいった者87名

(23.4%)がそれに続く。(iii)全く職についたことがない者は30名(8.1%)おり第4番目にランクされている(表

6参照)。

妊娠・出産は、仕事を続けるうえで婦人に二重、三重の負担をもたらすことは誰しも予想することである。産前産後休暇、育児時間はある程度まで法的に承認されてはいるが、十分であるとはいえないし、乳幼児を預かる公的施設も全く不備な状態である。本調査では「その他のパターン」に含めたものもいれると妊娠中及び出産後1ヶ年に離職した母親は116名いるが、そのうち復職した者は僅か29名にすぎない。更に継続して仕事をしていたが、出産後1年たった時点で退職した婦人が7名いた。従って、昭和47年8月現在何

らかの形で仕事に従事している母親は

表6 職業の有無の変化

結婚前	結婚と妊娠	妊娠中		出産後		現在	計	比率
		前半	後半	0ヶ月	7ヶ月			
○	○	○	○	○	○	○	108	29.0
○	×	×	×	×	×	×	87	23.4
○	○	×	×	×	×	×	31	8.3
×	×	×	×	×	×	×	30	8.1
○	○	○	×	×	×	×	22	5.9
○	○	○	○	×	×	×	21	5.7
×	○	○	○	○	○	○	12	3.2
○	○	○	○	○	○	×	7	1.9
○	○	○	○	○	○	×	7	1.9
○	○	○	×	○	○	○	5	1.3
○	○	×	×	○	○	○	5	1.3
その他のパターン(各々1~2例づつ)							30	8.1
総計							372	100.0%

注1) ○は職業あり、×は職業なし

注2) 職業ありとは、常用、パートタイマー、臨時・日雇、家庭内職、自営業手伝など何らかの収入の伴う職業をもつものを総称する。

157名で、残り215名は全くの家事・育児専業者である。出産直後の婦人の職業への復帰は家事・育児が家

庭内処理の段階で留まっている限り、つまり何らかの社会的な対策が加えられない限り、困難であるといわざるを得ない。

IV 家族員数

全体的にみると4～5人が約半数、3人以下及び6人以上がそれぞれ四分の一づつである。家庭内職群は、家族員数4～5人が65.4%にもなっており6人以上は8%に満たない。常用群では、家事・育児の代替者がいることから家族員数は当然多くなる傾向があり、6人以上が35%弱となっている。しかしながら、何といっても家族員数が多いのは自営業家族であろう。自営業家族は経営が家族単位であり、親から子へと生産手段が継承されるから、二世帯同居の家族形態が多くなっている。従って家族員数は6人以上のものが5割を占める（表7参照）。

表7 家族員数

	家事	常用	パートタイマー	臨時・日雇	家庭内職	自営業手伝	計
総計	215 100.0%	72 100.0%	4 100.0%	3 100.0%	26 100.0%	52 100.0%	372 100.0%
～3人	58 27.0	18 25.0	3 75.0	0 0	7 26.9	6 11.5	92 24.7
4～5人	117 54.4	29 40.3	0 0	1 33.3	17 65.4	20 38.5	184 49.5
6人～	40 18.6	25 34.7	1 25.0	2 66.7	2 7.7	26 50.0	96 25.8

本調査の対象婦人が比較的若い年令層であったこと、更に対象地域が市街であったことなどから、常用群及び自営業群は別として、所謂「核家族」といわれる家族形態が支配的であることが指摘できる。このことは、「表20 出産に伴う家事労働の担当者」に見られるように、「別居家族」が出産期間中の家事労働を担当する割合が、比較的高率を示す結果を生みだしている。

V 子供の数

社会・経済・文化の発展は出産抑制化現象を急速におし進めた。各家庭に於ける子供の数は、家庭経済、生活環境、住宅事情、健康状態などあらゆる事情のなかで決められるが、今回の調査に於ても子供が2人の家庭が48.4%で最も多く、1人が37.1%で両方合わせると85%にも及ぶ。3人以上は僅か14.5%であった（表8参照）。

表8 子どもの数

	家事	常用	パートタイマー	臨時・日雇	家庭内職	自営業手伝	計
総計	215 100.0%	72 100.0%	4 100.0%	3 100.0%	26 100.0%	52 100.0%	372 100.0%
1人	82 38.1	32 44.4	4 100.0	0 0	7 26.9	13 25.0	138 37.1
2人	103 47.9	30 41.7	0 0	3 100.0	18 69.2	26 50.0	180 48.4
3人以上	30 14.0	10 13.9	0 0	0 0	1 3.9	13 25.0	54 14.5

このように子供の数の減少化、少産少死型が起こると、多子時代の保育問題とは別の方向から、今度は兄

弟・姉妹が少ない子供の一人っ子・二人っ子気質の弊害除去のための遊び仲間の確保と、子供にとってより自由と安全を保障する保育施設の必要性が出てくる。

VI 経済レベル（夫の1ヶ月間の収入）

夫の収入階層の調査結果であるが、今回の調査では配偶者の無い婦人が2名おり（表4参照）、主たる生計者が被調査者の母（被調査者は家庭内職及び自営業手伝）であったため、その場合には母の収入を集計した。自営業の場合に、「夫の収入」として特別に記載するのが不可能であったものが16件あり、「収入不明」となっていることを注意しておきたい。

一般に、一家庭での主たる家計担当者は夫である。故に、一家の主人（つまり男子労働者）の得る賃金は家族を扶養するに足る額であることが要求されるが、現実には男子労働者の所得が家族員のすべての生活を

保障出来
るとは限
らない。
そこで、
家計補助
の目的で

主婦も何らかの仕事につくというのが従来の在り方であった。

全体的に見渡すと、5～10万円の収入階層が圧倒的に多く7割弱である。10万円以上の収入階層をみると、被調査者が無職及び自営業従事のものに比較的多く分布している。従来家庭内職は一般に生計費不足の補助的性格が強かったことが、幾多の内職実態調査によって明らかにされてきた。しかし今や内職は実態が相当異なり、一般化し若い層にまで拡大しつつあるといわれている。今回の調査では内職従事者が少ないのでほんの少しだけはいいが、収入階層は他に比べて低くはない。パートタイマーのように短時間の勤務形態が発達してきた今日、単に収入を得るために内職よりもパートタイマーのほうが選択が容易かも知れない。

常用群
は他の職
業群や家
事群より
低収入層
に比重が

かかっていることから、主婦の収入労働は家計費補助の役割が濃厚である。このことは、「表29-1 出産

後も勤務の仕事を続けた理由」をみると「収入を得るために」が5割に近い割合を示していることからも明白である（表9参照）。

表9 経済 レベル

	家事	常用	パートタイマー	臨時・日雇	家庭内職	自営業手伝	計
総 計	215 100.0%	72 100.0%	4 100.0%	3 100.0%	26 100.0%	52 100.0%	372 100.0%
10万円以上	40 18.6	1 1.4	1 25.0	0 0	3 11.5	12 23.1	57 15.3
5~10万未満	159 74.1	56 77.8	2 50.0	2 66.7	18 69.2	17 32.7	254 68.3
5万未満	8 3.7	10 13.9	1 25.0	1 33.3	2 7.7	2 3.8	24 6.5
無 収 入	4 1.8	0 0	0 0	0 0	1 3.9	1 1.9	6 1.6
不 明	4 1.8	5 6.9	0 0	0 0	2 7.7	20 38.5	31 8.3

仕事への生甲斐や経済的独立の要求は、婦人の働く権利の主張へと広がった。しかし依然として、女子労働に於ける生計費補助的性格から抜け出せないような条件が維持されているのである。

*例えば、昭和38年10月「家庭内職従事状況実態報告書」東京都荒川区等

vii 社会保険加入適用状況

被用者保険は67.5%，国民保険は31.4%であり、全体の三分ノ二が被用者保険である。家事群では被用者保険が71.2%を占め、職業分類しない全体のものよりやや率が高くなっている。その他の中には医療扶助を受けているものが1例あった（表10参照）。

表10 社会保険加入適用状況

	家事	常用	パートタイマー	臨時・日雇	家庭内職	自営業手伝	計
総 計	215 100.0%	72 100.0%	4 100.0%	3 100.0%	26 100.0%	52 100.0%	372 100.0%
被用者 保 険	0 0	57 79.2	1 25.0	2 66.7	0 0	4 7.7	64 17.2
本 人	153 71.2	8 11.1	2 50.0	0 0	16 61.5	8 15.4	187 50.3
家 族	2 0.9	4 5.5	0 0	1 33.3	0 0	2 3.8	9 2.4
國 民 保 険	57 26.5	3 4.2	1 25.0	0 0	10 38.5	37 71.2	108 29.0
本 人	3 1.4	0 0	0 0	0 0	0 0	1 1.9	4 1.1
家 族							
そ の 他							

2. 出産後の健康状態と育児の状況

i 出産から現在までの健康

婦人の生理的特質である出産・育児は、次代の担い手養成として社会全体にとって大きな意味を持つが、母性としての役割を果たすことは婦人の生活周期に大きな影響をもたらす。家事に専念している婦人はもとより、労働婦人は仕事場での労働も合わせて、単に時間的・体力的負担ばかりでなく精神的疲労をも著しく蓄積することになりかねない。母体が心身ともに健康であることは、授乳を効果的になさしめ結果的には乳児の発育・発達にも好ましい条件を作りだすことになる。そこで、母親の健康状況と子供の栄養・健康状況を知ることは、現状を把握し今後の方針を考えるため

に意味深いことである。

昭和46年度に行なった調査の結果では、「妊娠中異常があった」ものの割合は家事群67.3%，勤務群

72.6

%，自営群

82.9

%で、勤務群

が高率

を示している。

今回の調査によると、「出産後現在までに異常がありましたか」（表11参照）という設問に対して、平均して83%が「異常なし」と答えている。職業別に見ると自営群は「病気で治療を受けた」ものが少なからずいたが、「異常なし」は平均値に近い割合であった。それにひきかえ常用群は、「病気で治療を受けた」ものこそ少なかったが、「異常あり」が14%にもなっており「異常なし」も他の群よりも少ない。

更に、現在の健康状態が「良好」のものは平均して92%にも達しているが、常用群よりも自営群のほうが良い結果が出ている（表12参照）。

健康状態が良好であることは勿論のことであるが、勤務群よりも自営群のほうが快復が早かったといえそうである。

*『婦人労働者の妊娠・出産・育児に関する社会保障制度の調査研究』1972.6 婦人雇用調査研究会、雇用促進事業団婦人雇用調査室 P46 参照

これら
の結
果に
よっ
て、
家事
群の

態上当然起こり得ることであろう。ところが家事・家庭内職・自営業手伝群

表11 出産後現在までに何か異常がありましたか

	家事	常用	パートタイマー	臨時・日雇	家庭内職	自営業手伝	計
総計	215 100.0%	72 100.0%	4 100.0%	3 100.0%	26 100.0%	52 100.0%	372 100.0%
異常なし	184 85.6	56 76.8	4 100.0	2 66.7	20 76.9	43 82.7	309 83.1
異常あり	19 8.8	10 13.9	0 0	1 33.3	2 7.7	3 5.8	35 9.4
疾 病	12 5.6	6 8.3	0 0	0 0	4 15.4	6 11.5	28 7.5

表12 現在あなたの身体の具合はどうですか

	家事	常用	パートタイマー	臨時・日雇	家庭内職	自営業手伝	計
総計	215 100.0%	72 100.0%	4 100.0%	3 100.0%	26 100.0%	52 100.0%	372 100.0%
健 康	197 91.6	65 90.3	3 75.0	3 100.0	24 92.3	49 94.2	341 91.7
異 常	13 6.1	4 5.5	1 25.0	0 0	2 7.7	2 3.9	22 5.9
病気治療中	5 2.3	3 4.2	0 0	0 0	0 0	1 1.9	9 2.4

II 授乳・栄養・健康

母乳分泌の如何には数多くの原因を考えられる。かって栄養摂取つまり食糧事情がその主たる因子であった時期もあるが、消費経済の発達した現在では生活環境などが相互に絡みあい主要因が何であるかは明確でない。

今『母乳分泌の状態』(表13参照)を見るに、平

も過半数が「人工乳」だけを与えており、「母乳」栄養だけのものが比較的低率を示している。

そこで、この乳児栄養と母乳分泌との関連性(表15参照)を見ると、『母乳』だけを与えているものは「分泌良好」100%，『母乳と人工乳』を与えているものは「良好」が5割強で「不良」が5割弱である。更に『人工乳』だけを見ると「分泌良好」は僅か13.4

表13 出産後母乳でのかたはどうでしたか

	家事	常用	パートタイマー	臨時・日雇	家庭内職	自営業手伝	計
総計	215 100.0%	72 100.0%	4 100.0%	3 100.0%	26 100.0%	52 100.0%	372 100.0%
よく出た	40 18.6	8 11.1	1 25.0	1 33.3	5 19.2	11 21.1	66 17.7
ふつう	46 21.4	10 13.9	2 50.0	0 0	6 23.1	8 15.4	72 19.4
あまり出なかった	59 27.5	27 37.5	0 0	0 0	10 38.5	15 28.9	111 29.8
ほとんど出なかった	65 30.2	26 36.1	1 25.0	2 66.7	4 15.4	16 30.8	114 30.7
その他	5 2.3	1 1.4	0 0	0 0	1 3.8	2 3.8	9 2.4

均して「よく出た」17.7%，「ふつう」19.4%，また「あまり出なかった」29.8%，「殆ど出なかった」30.7%で、およそ6割強が乳汁分泌不良を訴えている。それを更に職業の有無でみると、家庭婦人では「良好」40%，「不良」57.5%であるのに、常用労働婦人ではそれぞれ25%，73.6%である。これによって家事以外の労働が母体に及ぼす影響的一面が窺われる。

次に『離乳までの乳児の栄養』(表14参照)を見

るにすぎず、8割以上が「分泌不良」を訴えている。

常用労働婦人の場合には授乳場所も時間も殆どないので結局人工栄養に限られてしまうが、その場合にも「分泌良好」が25%しかないことを考え合わせると、職業群の別に関わりなく、人工乳栄養を選ぶ理由は母乳分泌量の不足と考えてよからう。しかしながら、人工乳だけよりもより母乳栄養に近づく程、子供の健康状態に良好のものが増すことが本調査では示されている(表17参照)。

表14 離乳までの乳児の栄養

	家事	常用	パートタイマー	臨時・日雇	家庭内職	自営業手伝	計
総計	215 100.0%	72 100.0%	4 100.0%	3 100.0%	26 100.0%	52 100.0%	372 100.0%
母 乳	37 17.2	2 2.8	0 0	0 0	4 15.4	11 21.2	54 14.5
母乳と人工乳	68 31.6	16 22.2	2 50.0	0 0	7 26.9	15 28.8	108 29.0
人 工 乳	110 51.2	54 75.0	2 50.0	3 100.0	15 57.7	26 50.0	210 56.5

ると、常用労働婦人の場合に「母乳」だけを与えるものが2.8%，「母乳と人工乳」22.2%，そして「人工乳」だけが75%になっていることは、勤務形

児に及ぼす生活条件を一層改善する方向へ - 例えば育児時間、育児場所、休養の取れるような条件の整備などへと進めていかねばならない。

常用労働婦人にあっては、その母体や乳

表15 母乳でのかたと離乳までの栄養

総計	栄養		母乳	母乳と人工乳	人工乳	計		
	54	100.0%	108	100.0%	210	100.0%	372	100.0%
よくできた	40	74.1	16	14.8	10	4.8	66	17.7
ふつう	14	25.9	40	37.0	18	8.6	72	19.4
あまりでなかった	0	0	48	44.4	58	27.6	106	28.5
ほとんどでなかった	0	0	2	1.9	117	55.7	119	32.0
その他	0	0	2	1.9	7	3.3	9	2.4

表16 現在、子供さん（昨年出産された）の健康状態はどうですか

	家事	常用	パートタイマー	臨時・日雇	家庭内職	自営業手伝	計
総計	215 100.0%	72 100.0%	4 100.0%	3 100.0%	26 100.0%	52 100.0%	372 100.0%
よい	207 96.3	59 81.9	4 100.0	2 66.7	25 96.2	47 90.4	344 92.5
よくない	5 2.3	11 15.3	0 0	1 33.3	0 0	5 9.6	22 5.9
その他	3 1.4	2 2.8	0 0	0 0	1 3.8	0 0	6 1.6

表17 子どもの健康状態と離乳までの栄養 (MA)

	母乳	母乳と人工乳	人工乳	計
総計	54 100.0%	108 100.0%	210 100.0%	372 100.0%
よい	52 96.2	102 94.5	190 90.5	344 92.5
よくない	1 1.9	5 4.6	16 7.6	22 5.9
その他	1 1.9	1 0.9	5 2.4	7 1.9

注) 二つ以上答えたものがあるので、各々の数の合計は総計に一致しない。

更に、各々の比率の合計は100%を越える。

家事群では、98%が被調査者自身保育を担当していることはともかくとして、常用群に於て保育所（地域と職場）に預けるものが1割にも満たないことは、保育所不足を物語っている。この場合、保育担当者は「家族のもの」が大部分である。従って、雇用労働を継続するためにはどうしても姑かそれに代わる者が存

在することが必須条件となる。まさに個人のレベルでの解決を迫られていると言ってよい。家事群、パートタイマー群、臨時・日雇群、自営業手伝群も潜在的な保育施設必要層である以上、乳幼児の保育施設設置は今後さらに必要性を増していく。保育所の拡充は、既婚若年婦人の就労層の移動・増加を促すことは間違いないであろう。

表18 現在、子供の昼間の保育は誰がしますか (MA)

	家事	常用	パートタイマー	臨時・日雇	家庭内職	自営業手伝	計
総計	215 100.0%	75 100.0%	4 100.0%	3 100.0%	26 100.0%	52 100.0%	372 100.0%
本人	211 98.1	7 9.7	2 50.0	0 0	24 92.3	34 65.4	278 74.7
家族	7 3.3	54 75.0	2 50.0	3 100.0	2 7.7	20 38.5	88 23.7
近所の人	0 0	1 1.4	0 0	0 0	0 0	0 0	1 0.3
地域保育所	2 0.9	6 83	0 0	0 0	0 0	1 1.9	9 2.4
職場保育所	0 0	1 1.4	0 0	0 0	0 0	2 38	3 0.8
その他	0 0	6 8.3	0 0	0 0	0 0	2 3.8	8 2.2

注) 二つ以上答えたものがあるので、各々の数の合計は総計に一致しない。

更に、各々の比率の合計は100%を越える。

保育所などに預けた折の費用や保育時間についての質問事項を設けたが、該当者が甚だ

III 保育

子どもの発育・発達期において家庭の果たす役割は極めて大きく、働く母親にとって悩みは深刻である。乳幼児保育のための公的施策の不十分さは、そのまま働く母親の問題になっている。保育所づくりの運動は年々深さと広がりをみせているが、特に乳児保育所要求は中心的位置を占めている。産後休暇後に仕事に復帰するためには、生後間もない子供の保育を託す人なり施設なりがなければならない。ところが実際に乳児保育をする施設はほんの僅かにすぎないので、結局個人的に保育補助者を獲得しない限り雇用労働を維持することは不可能に近い。そのことは、「表18 子どもの昼間の保育担当者」を見ると明らかである。

少なかったために正確さを欠くが、表18-1, 18-2, 18-3を参照されたい。この三表は、表18で「近所の人」「地域保育所」「職場保育所」と答えた人に尋ねたものである。

表18-1 昼間の保育費用についてどう思いますか

	家事	常用	自営業手伝	計
総計	2	8	3	13 100.0%
安い	0	1	0	1 7.7
ちょうどよい	0	2	0	2 15.3
高い	0	2	3	5 38.5
どちらともいえない	2	3	0	5 38.5

表 18-2 費用の支払いについてどう思いますか

	家事	常用	自営業手伝	計
総計	2	8	3	13 100.0%
全部社会保険	1	5	0	6 46.2
一部公費負担	1	3	3	7 53.8
全部自己負担	0	0	0	0 0

表 18-3 保育時間についてどう思いますか

	家事	常用	自営業手伝	計
総計	2	8	3	13 100.0%
もっと長時間みてもらいたい	0	2	1	3 23.1
ちょうどよい	2	1	2	5 38.5
短時間にしたいがやむをえない	0	4	0	4 30.7
どちらとも言えない	0	1	0	1 7.7
その他	0	0	0	0 0

iv 育児の相談相手

家事、家庭内職、自営業手伝群はいずれも 75% 前後が「育児に相談にのってくれる人がいる」と答えており、常用群はそれより高率である。「保健婦」の働きは、何れの家庭に於ても殆ど期待されていない。常用群は「親族」が圧倒的であるが、他の群では「医師」に育児上の悩みの相談相手としての役割が注目されているようである(表 19, 19-1 参照)。

表 19 育児や子供の保健問題に、相談にのってくれる人はいますか

	家事	常用	パートタイマー	臨時・日雇	家庭内職	自営業手伝	計
総計	215 100.0%	72 100.0%	4 100.0%	3 100.0%	26 100.0%	52 100.0%	372 100.0%
いる	159 74.0	59 81.9	4 100.0	2 66.7	19 73.1	39 75.0	282 75.8
いない	56 26.0	13 18.1	0 0	1 33.3	7 26.9	13 25.0	90 24.2

表 19-1 上記表 19 で「いる」場合、主に誰ですか (MA)

	家事	常用	パートタイマー	臨時・日雇	家庭内職	自営業手伝	計
総計	159 100.0%	59 100.0%	4 100.0%	2 100.0%	19 100.0%	39 100.0%	282 100.0%
同居親族	65 40.9	41 69.5	1 25.0	0 0	6 31.5	22 56.5	135 47.9
別居親族	47 29.6	12 20.3	3 75.0	0 0	3 15.8	7 17.9	72 25.5
近所の人	27 17.0	5 8.5	0 0	0 0	5 26.3	0 0	37 13.1
医師	50 31.4	10 16.9	0 0	2 100.0	7 36.9	16 41.0	85 30.2
保健婦	5 3.1	1 1.7	0 0	0 0	0 0	0 0	6 2.1
その他	4 2.5	1 1.7	0 0	0 0	0 0	2 5.1	7 2.5

(注)二つ以上答えたものがいるので、各々の数の合計は総計に一致しない。更に、各々の比率の合計は 100.0% を越える。

3. 家事労働

i 出産に伴う家事労働の担当者

出産前後の期間中の家事労働の担当者は、「同居親族」が 40.9%，続いて「別居親族」が 36.6%，

「夫」はやや少なく 19.9%，「他人を雇用」したものは 1.9% である(表 20 参照)。大多数の家庭では、主婦が出産や疾病の際に家事や育児の人手に不自由するが、そのしわ寄せは夫や同居の親族ばかりでなく、別居の親族にまで及ぼされることがこの調査によって知りうる。現在、低廉な費用で家事や育児の補助者を頼めるような制度・政策の実施・拡充が要望されている。

表 20 出産前後の期間中、家事労働の担当者は主に誰でしたか (MA)

	家事	常用	パートタイマー
総計	215 100.0%	72 100.0%	4 100.0%
夫	45 20.9	17 23.6	0 0
同居親族	66 30.7	38 52.8	1 25.0
別居親族	94 43.7	17 23.6	2 50.0
近所の人	1 0.5	1 1.4	0 0
他人を雇用	4 1.9	1 1.4	0 0
その他	8 3.7	2 2.8	1 25.0
無回答	2 0.9	1 1.4	0 0

	臨時・日雇	家庭内職	自営業手伝	計
3 100.0%	26 100.0%	52 100.0%	372 100.0%	
0 0	4 15.4	8 15.4	74 19.9	
3 100.0	9 34.6	35 67.4	152 40.9	
0 0	13 50.0	10 19.2	136 36.6	
0 0	0 0	0 0	2 0.5	
0 0	0 0	2 3.8	7 1.9	
0 0	1 0.4	0 0	12 3.2	
0 0	0 0	0 0	3 0.8	

(注)二つ以上答えたものがいるので、各々の数の合計は総計に一致しない。更に、各々の比率の合計は 100.0% を越える。

4. 医療・保健

i かかりつけの医師の有無

金沢市は医師の供給率の高い地域であるが、今回の調査によると「かかりつけの医師がない」家庭が 3

割あった(表21参照)。身边に医師がいるために特

III 出産後の健康管理

表21 家庭医(ホームドクター)といえるようなかかりつけの医師はいますか

	家事	常用	パートタイマー	臨時・日雇	家庭内職	自営業手伝	計
総計	215 100.0%	72 100.0%	4 100.0%	3 100.0%	26 100.0%	52 100.0%	372 100.0%
いいる	149 69.3	47 65.3	2 50.0	2 66.7	21 80.8	33 63.5	254 68.3
いいない	64 29.7	25 34.7	2 50.0	1 33.3	5 19.2	19 36.5	116 31.2
無回答	2 1.0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	2 0.5

別に決めていなくても選択が自由なためであろう。職業的差異は余り認められない。

ii 軽度の病気になった時の措置

常用群には「すぐ医師にみてもらう」ものが他に比べて多く4割あるが、それ以外の群ではかえって「売薬・配置薬を飲む」ものが多い。更に「何もしない」ものが2割ある(表22参照)。

今回の調査によれば、平均9割前後が健康診断を受けている(表24, 24-1参照)。

出産後1年間に保健所へ行ったものは、372件中320件であり、そのうち1回~5回までが96.3%になっている。保健所へ行った目的(MA)は、「子供の健康診断」が第1位で62.5%，ついで「予防接種」が56.9%，「本人健康診断」12.8%，「子供の健

出産後の健康管理は、母体の健康維持のために重要なことである。

表22 あなたが風邪などの軽い病気にかかった時どうしますか (MA)

	家事	常用	パートタイマー	臨時・日雇	家庭内職	自営業手伝	計
総計	215 100.0%	72 100.0%	4 100.0%	3 100.0%	26 100.0%	52 100.0%	372 100.0%
何もしない	44 20.5	20 27.8	0 0	0 0	2 7.7	15 28.9	81 21.8
すぐに医師にみてもらう	73 33.9	29 40.3	3 75.0	1 33.3	7 26.9	16 30.8	129 34.7
売薬・配置薬をのむ	79 36.7	17 23.6	1 25.0	2 66.7	12 46.2	22 42.3	133 35.7
安静にする	21 9.8	6 83	0 0	0 0	5 19.2	1 1.9	33 8.9
その他	3 1.4	0 0	0 0	0 0	0 0	1 1.9	4 1.1

注)二つ以上答えたもののがいるので、各々の数の合計は総計に一致しない。

更に、各々の比率の合計は100.0%を越える。

同様の質問を乳幼児についてしてみた。前回とははつきり異なる結果がでている。つまり、「医師にみせる」ものが大部分で、「売薬・配置薬を飲ませる」ものは急減している。「安静にする」ものがかなり少ない結果が出ているのは、MAとは言え殆どの人が主なもの一つだけを解答したためである(表23参照)。

康相談」10.3%の順になっており、「本人健康相談」は極めて少ない(表25, 25-1, 25-2参照)。

同主旨の質問を、病院・医院に行った場合について行なった。「行った」ものは372件中349件あった。回数が1回~5回のもの51.3%，6回~9回10.6%，更に10回以上が28.9%と病院・医院へ行った

表23 あなたの子供さん(昨年出産された)が軽い病気にかかった時どうしますか (MA)

	家事	常用	パートタイマー	臨時・日雇	家庭内職	自営業手伝	計
総計	215 100.0%	72 100.0%	4 100.0%	3 100.0%	26 100.0%	52 100.0%	372 100.0%
何もしない	43 20.0	4 5.5	0 0	0 0	0 0	0 0	47 12.6
すぐに医師にみせる	145 67.4	61 84.7	4 100.0	3 100.0	24 92.4	41 78.9	278 74.7
売薬・配置薬をのませる	12 5.6	2 2.8	0 0	0 0	1 3.8	2 3.8	17 4.6
安静にする	16 7.4	3 4.2	0 0	0 0	1 3.8	6 11.5	26 7.0
その他	3 1.3	2 2.8	0 0	0 0	0 0	4 7.7	9 2.4

注)二つ以上答えたもののがいるので、各々の数の合計は総計に一致しない。

更に、各々の比率の合計は100.0%を越える。

表24 出産後、この一年間に健康診断を受けましたか

	家事	常用	パートタイマー	臨時・日雇	家庭内職	自営業手伝	計
総計	215 100.0%	72 100.0%	4 100.0%	3 100.0%	26 100.0%	52 100.0%	372 100.0%
受けた	181 84.2	68 94.4	3 75.0	3 100.0	20 76.9	45 86.5	320 86.0
受けない	34 15.8	4 5.6	1 25.0	0 0	6 23.1	7 13.5	52 14.0

回数はかなり頻繁である。行った目的(MA)

表24-1 表24で「受けた」場合、何の検査でしたか (MA)

	家事	常用	パートタイマー	臨時・日雇	家庭内職	自営業手伝	計
総数	181 100.0%	68 100.0%	3 100.0%	3 100.0%	20 100.0%	45 100.0%	320 100.0%
産後1カ月の検診	169 93.4	65 95.6	3 100.0	3 100.0	19 95.0	42 93.3	301 94.1
胸部のX線検査	62 34.2	36 52.9	1 33.3	2 66.7	5 25.0	12 26.7	118 36.9
その他の検査	13 7.2	7 10.3	0 0	0 0	2 10.0	5 11.1	27 8.4

注)二つ以上答えたものがいるので、各々の数の合計は総計に一致しない。

更に、各々の比率の合計は100.0%を越える。

表25 出産後、この一年間にあなたは保健所に行きましたか

	家事	常用	パートタイマー	臨時・日雇	家庭内職	自営業手伝	計
総計	215 100.0%	72 100.0%	4 100.0%	3 100.0%	26 100.0%	52 100.0%	372 100.0%
行った	184 85.6	62 86.1	4 100.0	3 100.0	23 88.5	44 84.6	320 6.0
行かない	31 14.4	10 13.9	0 0	0 0	3 11.5	8 15.4	52 4.0

表25-1 表25で「行った」回数

	家事	常用	パートタイマー	臨時・日雇	家庭内職	自営業手伝	計
総計	184	62	4	3	23	44	320 100.0%
1回	67	23	1	1	9	20	120 37.8
2	56	19	2	2	8	11	98 30.6
3	31	9	1	0	4	7	52 16.3
4	11	7	0	0	1	2	21 6.6
5	12	2	0	0	1	1	16 5.0
6	2	1	0	0	0	0	3 0.9
7	0	0	0	0	0	0	0 0
8	0	0	0	0	0	2	2 0.6
9	0	0	0	0	0	0	0 0
10回以上	0	1	0	0	0	0	1 0.3
無回答	5	0	0	0	0	1	6 1.9

は、「産後1カ月目の定期診察」

8.1.7%，「子どもの病気治療のため」6.7.6%，「自分の病気治療のため」3.3.5%であった(表27, 27-1,

表25-2 表25で「行った」場合、何のために行きましたか (MA)

	家事	常用	パートタイマー	臨時・日雇	家庭内職	自営業手伝	計
総計	184 100.0%	62 100.0%	4 100.0%	3 100.0%	23 100.0%	44 100.0%	320 100.0%
健康診断	26 14.1	6 9.7	0 0	1 33.3	3 13.0	5 11.4	41 12.8
健康相談	0 0	1 1.6	0 0	0 0	1 4.3	0 0	2 0.6
子供の健康診断	111 60.3	42 67.7	3 75.0	1 33.3	14 60.9	29 65.9	200 62.5
子供の健康相談	19 10.3	7 11.3	0 0	1 33.3	2 8.7	4 9.1	33 10.3
予防接種	102 55.5	41 66.1	2 50.0	3 100.0	12 52.2	22 50.0	182 56.9
その他	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1 23	1 0.3
無回答	2 1.1	0 0	0 0	0 0	1 4.3	2 4.5	5 1.6

注)二つ以上答えたものがいるので、各々の数の合計は総計に一致しない。

更に、各々の比率の合計は100.0%を越える。

表26-1 保健所へ行った場合の休暇

27-2 参照)。

保健所や病院・医院へ行った折の費用や休暇に関して常用群に限り尋ねた結果は、表26-1～5、表28-1～4として載せてある。

	常用
総計	62 100.0%
年次休暇	18 29.0
欠勤	14 22.6
その他	24 38.7
無回答	6 9.7

表26-2 保健所へ行った場合の費用(1回分)

	常用	
総計	62	100.0%
0円	46	74.3
100	1	1.6
150	1	1.6
200	1	1.6
300	2	3.2
400	2	3.2
500	2	3.2
800	1	1.6
不明	2	3.2
無回答	4	6.5

表26-3 かかった費用についてどう思いますか

	常用	
総計	62	100.0%
安かった	2	3.2
ちょうどよい	6	9.7
高かった	1	1.6
どちらともいえない	14	22.6
無回答	39	62.9

表26-4 このような費用は

	常用	
総計	62	100.0%
全額公費負担がよい	16	25.8
社会保険で一部負担がよい	7	11.3
わからぬい	8	12.9
無回答	31	50.0

表26-5 休んだ折の賃金

	常用	
総計	62	100.0%
ひかれた	14	22.6
ひかれなかつた	40	64.5
無回答	8	12.9

表27 出産後、この一年間に病院・医院に行きましたか

	家事	常用	パートタイマー	臨時・日雇	家庭内職	自営業手伝	計	
総計	215	100.0%	72	100.0%	4	100.0%	372	100.0%
行つた	199	92.6	69	95.8	4	100.0	3	100.0
行かない	16	7.4	3	4.2	0	0	25	96.2

表27-1 表27で「行った」回数

	家事	常用	パートタイマー	臨時・日雇	家庭内職	自営業手伝	計
総計	199	69	4	3	25	49	349 100.0%
1回	40	14	3	1	9	14	81 23.2
2	21	3	0	1	4	7	36 10.3
3	18	4	0	0	0	4	26 7.5
4	6	3	0	0	0	3	12 3.4
5	14	5	0	0	1	4	24 6.9
6	10	5	0	0	1	2	18 5.2
7	3	2	0	0	0	0	5 1.4
8	6	1	0	0	2	1	10 2.9
9	2	1	0	0	0	1	4 1.1
10	59	23	1	1	6	11	101 28.9
多回	9	3	0	0	0	2	14 4.0
無回答	11	5	0	0	2	0	18 5.2

表27-2 表27で「行った」場合、何のために行きましたか(MA)

	家事	常用	パートタイマー	臨時・日雇	家庭内職	自営業手伝	計	
総計	199	100.0%	69	100.0%	4	100.0%	3 100.0%	349 100.0%
産後1カ月目の定期診察	163	81.9	61	88.4	3	75.0	3 100.0	19 76.0
自分の病気治療	63	31.7	26	37.7	0	0	1 33.3	8 32.0
子供の病気治療	136	68.3	52	75.4	2	50.0	1 33.3	13 52.0
その他	11	5.5	1	1.4	0	0	0	1 4.0
無回答	2	1.0	0	0	0	0	1 4.0	1 2.0

注)二つ以上答えたものがいるので、各々の数の合計は総計に一致しない。

更に、各々の比率の合計は100.0%を越える。

表28-1 その時の休暇(MA)

常用	
総計	69 100.0%
年次休暇	20 29.0
欠勤	20 29.0
その他	31 44.9
無回答	4 5.8

注)二つ以上答えたものがいるので、各々の数の合計は総計に一致しない。更に、各々の比率の合計は100.0%を越える。

表28-3 このような費用は

常用	
総計	69 100.0%
全額公費負担がよい	27 39.1
社会保険で一部負担がよい	21 30.4
わからぬい	13 18.9
無回答	8 11.6

5. 働く婦人

i 仕事の継続理由・中止理由

働く婦人にとって、職場労働と家事労働の併存には極めて困難な条件が維持されている。職場労働をしながら妊娠・出産・育児の壁を通り抜けるには、余りにも社会的な立場からの援助が少なく、家事・育児の主要責任は何時の時代にも主婦に負わされている。生活のために共働きをしなければならない状態に置かれていても、出産・育児のために退職せざるを得ないことが少なくない。その結果、家計維持の困難性は婦人労働を不安定な内職層、パートタイマー層へと流出させ、もとより不備な婦人の労働条件を一層劣悪な状態へ陥らせることになっている。

今回の調査で出産前に「職場労働」をしていた婦人は130名、そのうち出産のために退職した者は59名(45.4%)であった(表29参照)。勤務を継続し

表29 出産前に勤務の仕事を(常用のみ)をしていた人、現在も勤務の仕事をしていますか

総計	130	100.0%
はい	71	54.6
いいえ	59	45.4

た婦人が継続理由としてあげている事項は、「収入を得るために」47.9%、「家に育児をしてくれる人がいるから」40.8%である。

これに対して勤務を中止した理由は、「育児に専念したい」35.6%、「仕事が育児と家計の負担になってしまった」30.5%で、6~7割が育児のために退職してい

表28-2 かかった費用についてどう思いますか

常用	
総計	69 100.0%
安かつた	2 2.9
ちょうどよい	9 13.0
高かつた	28 40.6
どちらともいえない	21 30.5
無回答	9 13.0

表28-4 休んだ折の賃金

常用	
総計	69 100.0%
ひかれた	17 24.6
ひかれなかつた	45 65.2
無回答	7 10.2

る。「夫の収入だけで十分に生活し、育児もできる」と答えたものは7%に足りなかった。勤務を中止した婦人のうち13.6%にあたる者が、パートタイマー、臨時・日雇、家庭内職、自営業手伝などの仕事についている(表30参照)。

表29-1 出産後勤務を続けた理由(MA)

総計	
収入を得るために	34 47.9
技術・能力を役立てたい	5 7.0
人から勧められた	0 0
育児をしてくれる人がいるから	29 40.8
その他の	4 5.6
無回答	3 4.3

注1)表29で「はい」のもの

注2)二つ以上答えたものがいるので、各々の数の合計は総計に一致しない。

更に、各々の比率の合計は100.0%を越える。

表29-2 出産後勤務をやめた理由(MA)

総計	
育児に専念したい	21 35.6
仕事が育児と家事の負担になった	18 30.5
健康上、仕事をするのが無理である	0 0
夫の収入だけで十分に生活し育児もできる	4 6.8
人から勧められた	5 8.5
その他の	3 5.1
無回答	10 16.9

注1)表29で「いいえ」のもの

注2)二つ以上答えたものがいるので、各々の数の合計は総計に一致しない。

更に、各々の比率の合計は100.0%を越える。

表30 出産後勤務の仕事をやめた場合、パートタイマー、臨時・日雇、家庭内職、自営業手伝をしましたか

計	59	100.0%
はい	8	13.6
いいえ	51	86.4

注) 表29で「いいえ」のもの

表30-1 出産後勤務の仕事をやめてどんな仕事をしましたか

総 計	8	100.0%
パートタイマー	1	12.5
臨時・日雇	0	0
家庭内職	4	50.0
自営業手伝	2	25.0
無回答	1	12.5

注) 表30で「はい」のもの

表30-2 表30-1の仕事を始めた理由

総 計	8	100.0%
夫の収入だけでは生活費が十分賄えない	1	12.5
育児の費用がかかるので	2	25.0
人に勧められた	0	0
その他の	3	37.5
無回答	2	25.0

同様の質問を、出産前にパートタイマー、臨時・日雇、家庭内職、自営業手伝であった婦人(106名)にした。現在も仕事を続けている婦人は72名(67.9%)、中止したもの34名(32.1%)である(表31参照)。継続理由は「収入を得るために」が第1位

表31 現在もその仕事をしていますか

総 計	106	100.0%
はい	72	67.9
いいえ	34	32.1

で37.5%であるが、「育児をしてくれる人がいるから」は15.3%で上記職場労働の場合より相当低率を示している。継続した場合労働時間が「短縮」したものは20.8%、「変わらない」ものは73.6%である。また労働強度が「弱くなった」ものは僅か8.3%、「変わらない」ものは80.6%であり、「強くなった」ものが1割近くもある。一般にこの種の労働形態は、働く側が自分の事情に合わせて労働条件・賃金などは別として一を変えやすい利点はある。中止理由は「仕事が育児と家事の負担になった」35.3%、「育児に専念したい」29.4%で職場労働中止理由と大差ない。従って、常用であろうとパートタイマーその他であろうと、中止動機は同傾向を表わしていることが確認さ

れる(表31-1~2、表32-1~2参照)。

表31-1 現在も仕事を続けている理由

総 計	72	100.0%
収入を得るために	27	37.5
技術・能力を役立てたい	5	6.9
人から勧められた	4	5.6
育児をしてくれる人がいる	11	15.3
自営業のため	22	30.5
その他の	4	5.6

注1) 表31で「はい」のもの

注2) 二つ以上答えたものがいるので、各々の数の合計は総計に一致しない。更に、各々の比率の合計は100%を越える。

表31-2 出産後仕事をやめた理由

総 計	34	100.0%
育児に専念したい	10	29.4
仕事が育児と家事の負担になった	12	35.3
健康上、仕事をするのが無理	0	0
夫の収入だけで十分生活し育児もできる	3	8.9
人から勧められた	1	2.9
その他の	1	2.9
無回答	7	20.6

注) 表31で「いいえ」のもの

表32-1 労働時間は出産前と比べてどうですか

総 計	72	100.0%
短縮した	15	20.8
変わらない	53	73.6
延長した	3	4.2
無回答	1	1.4

注) 表31で「はい」のもの

表32-2 労働強度に出産前と比べてどうですか

総 計	72	100.0%
弱くなった	6	8.3
変わらない	58	80.6
強くなった	7	9.7
無回答	1	1.4

注) 表31で「はい」のもの

Ⅱ 産後休暇

わが国では労働基準法65条により、婦人労働者の出産前後各々6週間の休暇が承認されている。産前休暇は本人の請求に基づいて実施されるが、産後休暇は本人の請求の有無を問わず認められる。しかし産後5週間を経過した女子が請求した場合は、医師が支障なしと認めた業務に就労させることは差支えない(65条2項)としている。

本調査では常用群の『産後休暇』について尋ねた。休暇日数が「6週間」のものは47.6%、基準を上まわる「6週間より多い」ものは31.8%、更に「6週

間未満」のものは 19.0 % であった。従って、6 週間以上は全体の 8 割にも及ぶ(表 33 参照)。6 週間より短かかった場合、その理由は、「体の調子が良かった」ものが殆どであったが、「人手不足のため」と答えたものがいることに注目

表 33 産後の休暇日数

総計	63	100.0 %
6 週間未満	12	19.0
6 週間	30	47.6
6 週間以上	20	31.8
無回答	1	1.6

したい。更に、勤務している場合に「子どもが病気になった時どうしましたか」という質問に対して、

57.2 % のものは「勤務を休んだ」と答えている。勤務を休まなかったものは 36.5 % で、その場合子どもをみてくれたのは、「同居の親族」が 74 %、「別居の親族」が 13 % である。いずれにしても親族相互でまかっている(表 34-1~3 参照)。

表 33-1 表 33 で 6 週間未満の理由

総計	12
体の調子が良かったので	9
つとめに出たほうが楽なので	0
休むと給料がひかれるので	0
その他(人手不足など)	3

表 34 この一年間で子供さんが病気になったことがありますか

総計	63	100.0 %
ある	58	92.1
ない	5	7.9

表 34-1 表 32 で「ある」ばかり、勤務を休みましたか(MA)

総計	58
休んだ	36
休まない	23
その他	1

注)二つ以上答えたものがいるので、各々の数の合計は総計に一致しない。

表 34-2 「休んだ」場合の日数はどのくらいでしたか

総計	36	100.0 %
1~5 日	18	50.0
6~10 日	8	22.2
11~50 日	8	22.2
無回答	2	5.6

注)表 34-1 で「休んだ」ものの数

表 33~表 34-3 までは、出産前・後とも勤務の仕事を(常用のみ)をしている人に尋ねた数字である。

表 34-3 「休まない」場合、誰がみてくれましたか

総計	23
夫	0
同居親族	17
別居親族	3
近所の人	0
他人を雇用	0
その他	0
無回答	3

注)表 34-1 で「休まない」ものの数

働く婦人の保護のためには、前述のような産前産後休暇ばかりでなく、労働基準法 66 条は生後 1 カ年に達しない生児を育てる母親に対して育児時間を認めておりが、なおわが国の母性保護には不十分な点が多い。母性の機能維持のために必要な保護は社会の共同責任であるが、依然として個人的に解決せざるを得ない部分が残されている。今後増え母性保護の権利の拡張が期待される。

おわりに

以上、調査結果を解析したにとどまるが、母性保護は職業の有無の別なく、生理的特質によって婦人全般の問題であるにも関わらず、就労の場における対策—それも十分であるとはいえない—のみが先行しているという事実を露呈している。

ところが一方では、出産・育児という婦人にとって重大な現実は、同時に就労を許さない程の重みを持ち、それ故、仕事への意欲や能力発揮の願望は、この時期にはひと先ず棚上げされているのである。このことは、勤労婦人の出産後の家庭復帰傾向により如実に示されている。

かねてより、婦人の人間性回復は、能力を社会に還元するという視点で論じられ、勤労婦人のための諸々の社会的施策が検討されているが、省みて、家庭婦人の社会保障に目を向け、それを積極的に展開する必要性が大であることに気づくのである。

また、就労の如何を問わず、(i)妊娠・出産時の医療保障、(ii)乳幼児の医療保護と保育の社会化、(iii)出産・育児期の家事・育児の社会的施策の整備、特に就労に限れば、(i)出産・育児休暇中の所得保障、(ii)育児時間の確保等が望まれることは勿論のことであるし、地域医療の拡大に伴い、社会保険整備の方向へ持って行くのか、予防医学的な健康相談の重視かというような問題も提起されてくるのである。

妊娠・出産・育児は、婦人にとって個別的な問題のみならず共通の問題を発生させるのである。

既述の調査結果は、賃金、住居条件、社会生活条件等

の金沢市の地域性、中規模都市という前提の下に出て来たことを念頭に置く必要があろう。

紙面に制限がありましたので、調査票は省略させていただきました。